令和7年2月市議会 総務委員会資料

第30号議案 長崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく 個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例

目	3	欠																										^	ページ
	1	改正する条例名			•	•	•	•	•	•	•	•					•	•	•	•	•	•	•	•					2
	2	改正理由・・・			•	•			•	•	•	•				•	•	•	•	•	•	•	•		•	•			2
	3	改正の内容・・		•	•	•	•		•	•	•	•				•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•			2~3
	4	施行期日・・・		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		4
	5	新旧対照表・・		•	•	•	•		•	•	•	•				•	•	•	•	•	•	•	•	•		•			4~9
	6	参考・・・・																											10~1

総 務 部 令和7年2月

1 改正する条例名

- (1) 長崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の 利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成 27 年 7 月 17 日条例第 24 号)
- (2) 長崎市都市計画税条例(昭和32年4月1日条例第4号)
- (3) 長崎市宿泊税条例(令和 4 年 3 月 23 日条例第 3 号)
- (4) 長崎市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年12月20日条例第40号)

2 改正理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「法」という。)の一部改正に伴い、関係条文の整理をする必要があるため。

3 改正の内容

法の一部改正に伴い、法第2条第8項にスマートフォンへのマイナンバーカード機能の搭載に係る定義が追加された。

このことに伴い、1に記載の4つの条例で法第2条の定義規定を引用している項番号にずれが生じたため、 改正を行うもの。

(1) 長崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

	引用条項(法)						
改正箇所 	改正後	改正前					
第2条第2号	第2条 <u>第9項</u>	第2条 <u>第8項</u>					
第2条第3号	第2条 <u>第13項</u>	第 2 条 <u>第 12 項</u>					
第2条第4号	第2条 <u>第15項</u>	第2条 <u>第14項</u>					

(2) 長崎市都市計画税条例

74 Mr =r	引用条項(法)						
改正箇所	改正後	改正前					
附則第4項第1号	同条 <u>第 16 項</u>	同条 <u>第 15 項</u>					

(3) 長崎市宿泊税条例

7L //c =r	引用条項(法)						
改正箇所	改正後	改正前					
第8条第1項第1号	同条 <u>第 16 項</u>	同条 <u>第 15 項</u>					

(4) 長崎市個人情報の保護に関する法律施行条例

	引用条項(法)						
改正箇所	改正後	改正前					
第8条第2項	第2条 <u>第10項</u>	第2条 <u>第9項</u>					

4 施行期日

令和7年4月1日

5 新旧対照表

(1) 長崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

一	
改正後	改正前
〇長崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	〇長崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
平成27年7月17日	平成27年7月17日
条例第24号	条例第24号
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の
意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
(1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号	(1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号
をいう。	をいう。
(2) 特定個人情報 法 <u>第2条第9項</u> に規定する特定	(2) 特定個人情報 法 <u>第2条第8項</u> に規定する特定
個人情報をいう。	個人情報をいう。
(3) 個人番号利用事務実施者 法 <u>第2条第13項</u> に規	(3) 個人番号利用事務実施者 法 <u>第2条第12項</u> に規
定する個人番号利用事務実施者をいう。	定する個人番号利用事務実施者をいう。

- (4) 情報提供ネットワークシステム 法<u>第2条第15</u> 項に規定する情報提供ネットワークシステムをい う。
- (5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定 する特定個人番号利用事務をいう。
- (6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する 利用特定個人情報をいう。

附則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

- (4) 情報提供ネットワークシステム 法<u>第2条第14</u> <u>項</u>に規定する情報提供ネットワークシステムをい う。
- (5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定 する特定個人番号利用事務をいう。
- (6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する 利用特定個人情報をいう。

(2) 長崎市都市計画税条例

 改正後
 改正前

 〇長崎市都市計画税条例
 〇長崎市都市計画税条例

昭和32年4月1日 条例第4号

附 則 抄

(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額 の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

- 4 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書 類を提出する者の同項に規定する個人番号に限 る。以下この号において同じ。)又は法人番号(同 条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号

昭和32年4月1日 条例第4号

附 則 抄

(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額 の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

- 4 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書 類を提出する者の同項に規定する個人番号に限 る。以下この号において同じ。)又は法人番号(同 条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号

において同じ。) (個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2)~(6) [略]

において同じ。) (個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2)~(6) [略]

<u>附 則</u>

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(3) 長崎市宿泊税条例

_(3) 长崎巾佰汨柷条例	
改正後	改正前
〇長崎市宿泊税条例	〇長崎市宿泊税条例
令和4年3月23日	令和 4 年 3 月23日
条例第3号	条例第3号
(特別徴収義務者の申告等)	(特別徴収義務者の申告等)
第8条 旅館業等を営もうとする者は、当該旅館業等	第8条 旅館業等を営もうとする者は、当該旅館業等
を開始する日の前日まで(前条第2項の規定により	を開始する日の前日まで(前条第2項の規定により
指定を受けた特別徴収義務者にあつては、当該指定	指定を受けた特別徴収義務者にあつては、当該指定
を受けた日から10日以内)に、宿泊施設ごとに、次に担ばる東西を記載した中央書による東京を記載した。	を受けた日から10日以内)に、宿泊施設ごとに、次
に掲げる事項を記載した申告書にその事由を証明する。まれた活はして、声見に提出したはればならない。	に掲げる事項を記載した申告書にその事由を証明す スま類を添けして、ま見に提出したければならない。
る書類を添付して、市長に提出しなければならない。 (1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名	る書類を添付して、市長に提出しなければならない。 (1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名
又は名称及び個人番号(行政手続における特定の	又は名称及び個人番号(行政手続における特定の
個人を識別するための番号の利用等に関する法律	個人を識別するための番号の利用等に関する法律
(平成25年法律第27号) 第2条第5項に規定する	(平成25年法律第27号) 第2条第5項に規定する
個人番号をいう。以下この号において同じ。)又	個人番号をいう。以下この号において同じ。)又
は法人番号(同条 <u>第16項</u> に規定する法人番号をい	は法人番号(同条 <u>第15項</u> に規定する法人番号をい
う。以下この号において同じ。)(個人番号又は	う。以下この号において同じ。)(個人番号又は
法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務	法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務
所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)	所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)
(2)~(5) [略]	(2)~(5) [略]
2~5 [略]	2~5 [略]
7/ 1 Bul	
<u>附 則</u>	
<u>この木がは、ロガンキャカ・ロルで肥けする。</u>	

(4) 長崎市個人情報の保護に関する法律施行条例

改正後 改正前 ○長崎市個人情報の保護に関する法律施行条例 ○長崎市個人情報の保護に関する法律施行条例 令和 4 年 12 月 20 日 令和 4 年 12 月 20 日 条例第 40 号 (審議会の所掌事務) (審議会の所掌事務)

- 第8条 審議会は、別に定めるもののほか、実施機関 の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議す る。
 - (1) 法第66条第1項の規定により講ずる措置の基準 の改正(軽微なものを除く。)又は廃止をすること。
 - (2) 個人情報の取扱いに関する運用上の細則(市長 が別に定めるものに限る。)の改正(軽微なものを 除く。)又は廃止をすること。
- 2 前項に定めるもののほか、審議会は、実施機関か らの意見の求めに応じ、行政手続における特定の個 人を識別するための番号の利用等に関する法律(平 成 25 年法律第 27 号) 第 28 条第 1 項に規定する評価 書に記載された特定個人情報ファイル(同法第2条 第 10 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。) の取扱いについて意見を述べる。

附則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

第8条 審議会は、別に定めるもののほか、実施機関 の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議す る。

条例第40号

- (1) 法第66条第1項の規定により講ずる措置の基準 の改正(軽微なものを除く。)又は廃止をすること。
- (2) 個人情報の取扱いに関する運用上の細則(市長 が別に定めるものに限る。)の改正(軽微なものを 除く。)又は廃止をすること。
- 2 前項に定めるもののほか、審議会は、実施機関か らの意見の求めに応じ、行政手続における特定の個 人を識別するための番号の利用等に関する法律(平 成 25 年法律第 27 号) 第 28 条第 1 項に規定する評価 書に記載された特定個人情報ファイル(同法第2条 第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)の 取扱いについて意見を述べる。

6 参考

_(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番	号の利用等に関する法律 新旧対照表
改正後	改正前
○行政手続における特定の個人を識別するための番号	〇行政手続における特定の個人を識別するための番号
の利用等に関する法律	の利用等に関する法律
平成二十五年	平成二十五年
法律第二十七号	法律第二十七号
(定義)	(定義)
第二条 この法律において「行政機関」とは、個人情	第二条 この法律において「行政機関」とは、個人情
報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」と	
いう。)第二条第八項に規定する行政機関をいう。	いう。)第二条第八項に規定する行政機関をいう。
2~7 [略]	2~7 [略]
8 この法律において「カード代替電磁的記録」とは、	[新設]
前項第一号から第五号までに掲げる事項及び本人の	
写真(本人の写真が表示されていない個人番号カー	
ドの交付を受けている者に係るものにあっては、当	
該事項。第十八条の二第二項において「カード代替	
記録事項」という。)に係る電磁的記録(電子的方式、	
磁気的方式その他人の知覚によっては認識すること	
ができない方式で作られる記録であって、電子計算	
機による情報処理の用に供されるものをいう。以下	
この項並びに同条第一項及び第二項において同じ。)	
並びに当該電磁的記録がその送信を行った者のもの	
であることを当該電磁的記録の送信を受けた者が確	

認するために必要な事項として主務省令で定める事

項に係る電磁的記録について地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)が電子署名(電子

署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第 百二号) 第二条第一項に規定する電子署名であって、 主務省令で定める基準に適合するものをいう。第十 八条の二第二項及び第三項において同じ。) を行った ものにより一体的に構成された電磁的記録をいう。

- 9 この法律において「特定個人情報」とは、個人番 号(個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用 いられる番号、記号その他の符号であって、住民票 コード以外のものを含む。第七条第一項及び第二項、 第八条並びに第四十八条並びに附則第三条第一項か ら第三項まで及び第五項を除き、以下同じ。)をその 内容に含む個人情報をいう。
- 10 この法律において「特定個人情報ファイル」とは、 個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをい う。
- 政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行 政事務を処理する者が第九条第一項から第三項まで の規定によりその保有する特定個人情報ファイルに おいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するた めに必要な限度で個人番号を利用して処理する事務 をいう。
- 九条第四項の規定により個人番号利用事務に関して 行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行 う事務をいう。

- 8 この法律において「特定個人情報」とは、個人番 号(個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用 いられる番号、記号その他の符号であって、住民票 コード以外のものを含む。第七条第一項及び第二項、 第八条並びに第四十八条並びに附則第三条第一項か ら第三項まで及び第五項を除き、以下同じ。)をその 内容に含む個人情報をいう。
- 9 この法律において「特定個人情報ファイル」とは、 個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをい う。
- 11 この法律において「個人番号利用事務」とは、行 10 この法律において「個人番号利用事務」とは、行 政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行 政事務を処理する者が第九条第一項から第三項まで の規定によりその保有する特定個人情報ファイルに おいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するた めに必要な限度で個人番号を利用して処理する事務 をいう。
- 12 この法律において「個人番号関係事務」とは、第 11 この法律において「個人番号関係事務」とは、第 九条第四項の規定により個人番号利用事務に関して 行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行 う事務をいう。
- 13 この法律において「個人番号利用事務実施者」と 12 この法律において「個人番号利用事務実施者」と

- は、個人番号利用事務を処理する者及び個人番号利 用事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。
- 14 この法律において「個人番号関係事務実施者」と は、個人番号関係事務を処理する者及び個人番号関 係事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。
- 15 この法律において「情報提供ネットワークシステ ム」とは、行政機関の長等(行政機関の長、地方公 共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人 (地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号) 第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。 以下同じ。)及び機構並びに第十九条第八号に規定す る情報照会者及び情報提供者並びに同条第九号に規 定する条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情 報提供者をいう。第七章を除き、以下同じ。)の使用 に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した 電子情報処理組織であって、暗号その他その内容を 容易に復元することができない通信の方法を用いて 行われる第十九条第八号又は第九号の規定による利 用特定個人情報の提供を管理するために、第二十一 条第一項の規定に基づき内閣総理大臣が設置し、及 び管理するものをいう。
- 第一項又は第二項の規定により、特定の法人その他 の団体を識別するための番号として指定されるもの をいう。

- は、個人番号利用事務を処理する者及び個人番号利 用事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。
- 13 この法律において「個人番号関係事務実施者」と は、個人番号関係事務を処理する者及び個人番号関 係事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。
- 14 この法律において「情報提供ネットワークシステ ム」とは、行政機関の長等(行政機関の長、地方公 共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人 (地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号) 第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。 以下同じ。)及び地方公共団体情報システム機構(以 下「機構」という。) 並びに第十九条第八号に規定す る情報照会者及び情報提供者並びに同条第九号に規 定する条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情 報提供者をいう。第七章を除き、以下同じ。)の使用 に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した 電子情報処理組織であって、暗号その他その内容を 容易に復元することができない通信の方法を用いて 行われる第十九条第八号又は第九号の規定による利 用特定個人情報の提供を管理するために、第二十一 条第一項の規定に基づき内閣総理大臣が設置し、及 び管理するものをいう。
- 16 この法律において「法人番号」とは、第三十九条 15 この法律において「法人番号」とは、第三十九条 第一項又は第二項の規定により、特定の法人その他 の団体を識別するための番号として指定されるもの をいう。